

弘前城 雪燈籠まつり 2月8日～11日



弘前公園を会場に市民手作りのまつり「弘前城雪燈籠まつり」を開催します。今年の大雪像は「旧弘前偕行社」です。

【雪燈籠制作者を募集】

まつり運営委員会では、雪燈籠や中雪像、ミニ雪像、雪だるまの制作者を募集しています。

▼制作期間 1月31日～2月7日

▼参加条件 制作費・用具などは制作者が準備し、制作期間内に完成させること

▼制作内容

①雪燈籠の制作者には、型枠、制作手引きを用意／②中雪像の

制作者は、主催者が設ける幅3m、高さ4mの雪柱を素材に制作／③ミニ雪像の制作者には、型枠を用意。高さ2mの雪像を制作／④雪だるまは高さ約1.5mのものを制作

※制作場所はまつり運営委員会が指定し、配置図を後日送付します。

▼申込先 1月9日までに、弘前城雪燈籠まつり運営委員会(市役所5階、観光課内)へ。

【弘前雪明り】

ボランティア募集】

まつり期間中、弘前公園北の郭で開催される「弘前雪明り」の運営ボランティアを募集します。園内を飾るろうそくのほのかな明かりをあなたの手でともしてみませんか。

▼日程と内容 2月8日～11日、昼の部(午後1時～4時)＝ろうそくを入れるカップへの雪詰めおよびカップの会場内への設置など／夜の部(午後4時～9時30分)＝ろうそくを入れ

るカップへの雪詰め、ろうそくの点火、来場者へのカップの配布、終了後のカップの回収など

▼その他 謝礼や交通費、食事の支給・提供はありませんが、弘前城無料入場券を1枚差し上げます。／屋外での作業のため、防寒対策を忘れずに。

▼申込先 1月30日までに、観光課へ。

【雪の提供にご協力を】

まつりの雪像などを作るため、除雪した雪が必要です。

▼搬入期間 1月18日・19日の午前9時～午後4時

▼搬入場所 弘前公園四の丸レクリエーション広場

▼注意 汚れていない雪をお持ちください。公園には「緑の相談所」側の入り口から入り、係員または看板の指示に従ってください。ただし、園内の雪の状況で、搬入をお断りする場合もあります。

■問い合わせ先 観光課誘客推進係(☎ 35-1128)

新成人の皆さんへ

20歳になつたら国民年金

年金手帳

います。

【保険料の納付について】

国民年金保険料納付書により、金融機関またはコンビニエンスストアで納付できます。また電子納付、口座振替、クレジットカード納付も可能です。

【保険料の納付が難しいとき】

○学生納付特例制度…在学中で所得が一定以下の場合、保険料納付が猶予される制度です。

○納付猶予制度…50歳未満で学生以外の人の保険料納付が猶予される制度です。

※学生納付特例、納付猶予は年金を受け取るために必要な期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

■問い合わせ先 国保年金課国民年金係(市役所1階、☎ 40-7048)／弘前年金事務所(外崎5丁目、☎ 27-1339)

令和2年4月11日開館！！

弘前れんが
倉庫美術館
アート通信

第2回

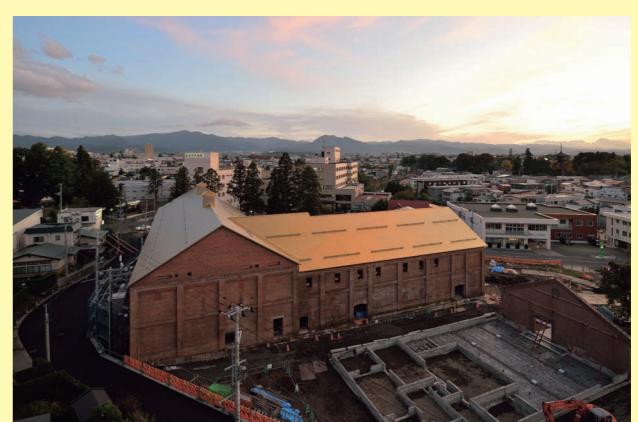
美術館の楽しみ方

■問い合わせ先 吉野町緑地整備推進室(☎ 40-7123)

弘前れんが倉庫美術館のオープンまであと約100日となりました。建物の改修工事とともに、展覧会やイベントなどプログラムの準備も進んでいます。

オープニングを飾る最初の展覧会「Thank You Memory -醸造から創造へ-」では、国内外から8人の現代アーティストたちが弘前ならではの作品を発表します。奈良美智さんの作品《A to Z Memorial Dog》も館内のエントランスで展示され、来館する皆さんを迎えます。

また、美術館では、多くの人が利用できるよう3つのスタジオや市民ギャラリーも備えています。楽器練習、ダンスレッスンや映画上映、3Dプリンターやパソコンを使った制作など、さまざまな活動ができます。その他にもアートに関する本が読めるライブラリーがあり、Wi-Fiも利用できるので、調べものや勉強するスペースとしてもご活用ください。授乳室やベビーカーの貸し出しもあり、子どもと安心して過ごすことができま



©NAOYA HATAKEYAMA

す。街なかや緑地を散歩し、併設するカフェやショップでひと息つくのもいいかもしれません。4月11日の開館後はぜひいろいろな楽しみ方を見つけてみてください。

○弘前れんが倉庫美術館基本情報○

▼住所 吉野町2の1

▼開館時間 午前9時～午後5時

※金・土曜日に限りスタジオ、ライブラリーのみ午後9時まで開館。

▼休館日 火曜日(祝日の場合は翌日が休み)、年末年始

※弘前さくらまつりおよび弘前ねぶたまつりの期間中は全日開館。

●ホームページ(<http://www.hirosaki-moca.jp>)、インスタグラム、ツイッター、フェイスブックでも最新情報を確認できます。

弘前圏域空き家・空き地バンク



【空き家の総合相談窓口】 建築指導課空き家対策係(☎ 40-0522)

【空き家はしっかり管理しましょう ～定期的な点検と補修が必要です～】

空き家は適正に管理しないと老朽化が進み、台風や地震などで建物や塀が倒壊したり、樹木が倒れたりすることもあります。近隣の建物に被害を与えること、他人にけがをさせた場合、空き家の所有者や管理者は、管理責任を問われ、損害賠償を請求されることがあります。

空き家が周辺に迷惑をかけないようにするには、日頃から定期的に建物の状態を点検し、不良箇所が見つかった場合は補修を行うことが大切で

弘前圏域空き家・空き地バンク登録物件募集中！



空き家をお持ちの人は、気軽にご相談ください。農地付きの空き家も登録可能です。

■問い合わせ先 弘前圏域空き家・空き地バンク協議会事務局(建築指導課内、☎ 40-0522)